

職員処遇に関する留意事項

令和6年度の指導監査におけるご留意いただきたい事項

分園を設置する保育所・認定こども園における保育士等配置基準について

- ・休けい保育士
 - ・保育標準時間認定の子どもを受け入れる場合
 - ・代替保育教諭等
- (認定こども園のみ)

上記各1名を、本園とは別に、分園として配置する必要があります。
(参照 P.7)

保育士等配置基準不足となった場合の保護者への対応について

配置基準不足の場合や、その是正期間がやむを得ず長期間となる場合、保護者へ説明し、理解・協力を得るよう努める必要があります。

(参照 P.7)

保育所等における保育士配置に係る特例について

朝夕など児童が少数となる時間帯における保育士配置に係る特例があります。

(参照 P.8)

保育の質の向上・確保について

職員の職務内容に応じた保育の質及び専門性の向上のために研修を受講させる等、必要な環境を確保してください。
(参照 P.14)

職員処遇について

保育士の配置基準について

保育所、
保育所型事業所内保育事業

年齢区分	配置基準
0歳児	3 : 1
1・2歳児	6 : 1
3歳児	20 : 1
4歳児以上	30 : 1
休けい保育士(利用定員90人以下)	1人
保育標準時間認定の子どもを受け入れる場合	1人

※保育所1につき2人を下ることはできない。

<配置基準の基本的な計算方法>

・ $[4歳以上児数 \times 1/30] + [3歳児数 \times 1/20] + [1、2歳児数 \times 1/6] + [0歳児数 \times 1/3]$
＋必要な加配保育士数

【「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」内閣府、文科省、厚労省局長通知(以下、「留意事項通知」)】

注)[]内はそれぞれ小数点第2位以下切り捨て。また、下線部の合計について小数点以下四捨五入。
年齢はクラス年齢(年度の初日の前日における満年齢)

・常勤の保育士が各組や各グループに1名以上(乳児を含む各組や各グループであって当該組・グループに係る児童福祉施設最低基準上の保育士定数が2名以上の場合は、1名以上ではなく2名以上)配置されていること。 【「保育所における短時間勤務の保育士の導入について」厚生省局長通知】

保育教諭の配置基準について

幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園、
保育所型認定こども園、
公私連携幼保連携型認定こども園

年齢区分	配置基準
0歳児	3 : 1
1・2歳児	6 : 1
3歳児	20 : 1
4歳児以上	30 : 1
休けい保育教諭等（保育認定子どもに係る利用定員90人以下）	1人
保育標準時間認定の子どもを受け入れる場合	1人
主幹保育教諭等を専任化させるための代替保育教諭等	2人

※常時2人を下ってはならない。

<配置基準の基本的な計算方法>

$$\cdot [4歳以上児数 \times 1/30] + [3歳児数 \times 1/20] + [1、2歳児数 \times 1/6] + [0歳児数 \times 1/3]$$

＋必要な加配保育教諭数 【「留意事項通知」】

注)[]内はそれぞれ小数点第2位以下切り捨て。また、下線部の合計について小数点以下四捨五入。
年齢はクラス年齢（年度の初日の前日における満年齢）

主幹保育教諭等を専任化させるための代替保育教諭等のうち1人は非常勤講師等でも可。

・1号及び2号認定子どもの人数に対して必要な職員数が学級数を下るときは、当該学級数に相当する数を当該職員数とする。

【「幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準」内閣府・文科省・厚労省省令】

【「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準」内閣府・文科省・厚労省告示】

保育士・保育従事者の配置基準について

小規模保育事業A型・B型、
小規模型事業所内保育事業A型・B型

年齢区分	配置基準
0歳児	3 : 1
1・2歳児	6 : 1
加配職員	1人
保育標準時間認定の子どもを受け入れる場合	非常勤1人

＜配置基準の基本的な計算方法＞

・ $\lfloor 1、2歳児数 \times 1/6 \rfloor + \lfloor 0歳児数 \times 1/3 \rfloor + \text{必要な加配保育従事者数}$ 【「留意事項通知」】

注) []内はそれぞれ小数点第2位以下切り捨て。また、下線部の合計について小数点以下を四捨五入。
年齢はクラス年齢(年度の初日の前日における満年齢)

・B型の保育従事者・・・半数以上は保育士であること。 【「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」厚労省令】

保育従事者の配置基準について

小規模保育事業C型、家庭的保育事業

【小規模保育事業C型】

0～2歳児 子ども5人まで→家庭的保育事業と同様、子ども6～8人→保育者2人及び補助者1人、
子ども9～10人→保育者2人及び補助者2人の配置が必要。

【「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」】【「留意事項通知」】【「大阪市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」】

注) 保育標準時間認定の子どもを受け入れる場合、非常勤保育従事者1人が必要。 【「留意事項通知」】

【家庭的保育事業】

0～2歳児 家庭的保育者(保育者)及び家庭的保育補助者(補助者)を各1人配置が必要。

【「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」】【「留意事項通知」】【「大阪市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」】

看護師(保育士・指導員)の配置基準について

乳児院

年齢区分	配置基準
0・1歳児	1.6 : 1
2歳児	2 : 1
3歳児～5歳児	4 : 1
乳幼児20人以下を入所させる施設は 保育士の加配が必要	1人

<配置基準の基本的な計算方法>

$$\cdot [3\text{歳児} \sim 5\text{歳児数} \times 1/4] + [2\text{歳児数} \times 1/2] + [0、1\text{歳児数} \times 1/1.6]$$

＋必要な加配保育士数

注)[]内はそれぞれ小数点第2位以下切り捨て。また、下線部の合計について小数点以下四捨五入。

年齢はクラス年齢(年度の初日の前日における満年齢)

母子生活支援施設

母子支援員・少年を指導する職員の配置基準について

世帯数区分	配置基準	
	母子支援員	少年を指導する職員
1世帯～9世帯	1人以上	
10世帯～19世帯	2人以上	1人以上
20世帯以上	3人以上	2人以上

児童指導員・保育士・看護師の配置基準について

年齢区分	配置基準
1歳児	1.6 : 1
2歳児	2 : 1
3歳児以上	4 : 1
小学生以上	5.5 : 1
児童が45人以下の場合	1人
【看護師】 0歳児（1人以上）	1.6 : 1

<配置基準の基本的な計算方法>

$$\cdot \left[\text{小学生以上児数} \times 1/5.5 \right] + \left[\text{3歳以上児数} \times 1/4 \right] + \left[\text{1歳児数} \times 1/2 \right] + \left[\text{0歳児数} \times 1/1.6 \right]$$

+ 必要な加配保育士数

注) []内はそれぞれ小数点第2位以下切り捨て。また、下線部の合計について小数点以下四捨五入。

年齢はクラス年齢(年度の初日の前日における満年齢)

分園を設置する保育所・認定こども園における保育士等配置基準について

- ・休けい保育士(利用定員90人以下) 1人
- ・保育標準時間認定の子どもを受け入れる場合 1人
- ・主幹保育教諭等を専任化させるための代替保育教諭等 1人(認定こども園のみ【2・3号認定】)

保育所、
幼保連携型認定こども園、
幼稚園型認定こども園、
保育所型認定こども園、
公私連携幼保連携型認定こども園

分園においても、年齢別配置基準上の保育士等の定員に加え、本園とは別に上記のものを配置する必要があります。 → 本園と分園の配置基準を一体的に見ることはできません。

【本市「令和6年度 特定教育・保育施設 事業者向け」(予算説明会資料)】

保育士等配置基準不足となった場合の保護者への対応について

配置基準不足の場合や、その是正期間がやむを得ず長期間となる場合、保護者へ説明し、理解・協力を得るよう努める必要があります。 【児童福祉施設の設備及び運営に関する基準36条】【家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準26条】

保育所・認定こども園における保育士等配置に係る特例について

保育所、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園、公私連携幼保連携型認定こども園、保育所型事業所内保育事業

原則、施設1につき、教育・保育に従事する有資格者（保育士・保育教諭等）の人数は2人を下ってはなりません。→ 朝夕等の児童が少数となる時間帯において、児童の人数に応じて必要となる人数が1名となる時は、保育士・保育教諭等1名に加えて、市長が保育士等と同等の知識及び経験を有すると認める者（※）を置くことができます。

【「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」】【「幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準」】【「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準」内閣府・文科省・厚労省告示】

地域型保育事業における保育士配置に係る特例について

小規模保育事業A型

原則、年齢別配置基準の合計数に1を加えた数以上の保育士の配置が必要です。
→ 年齢別配置基準の合計数が1人となる時は当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者（※）を置くことができます。 【「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」】

（※）具体例

- ・ 大阪市子育て支援員研修（10ページ参照）を修了し、「子育て支援員研修地域型保育コース修了証書」を交付された者
- ・ 毎年4月1日を基準に、それ以前の4か年度（R2.4.1～R6.3.31）において合計2,250時間以上保育所における保育を行った者

保育士等配置基準における 所長(管理者)の取扱いについて

保育所、保育所型事業所内保育事業
小規模保育事業A型・B型・C型、
小規模型事業所内保育事業A型・B型

基本分単価に含まれる、所長(管理者)設置分を取得している場合、所長(管理者)は常時実際に施設の管理運営業務に専従しているため、保育士等資格を保持していても配置基準には含まれません。【「留意事項通知」】

<注意事項>

- ・所長(管理者)が設置されていない場合は、所長(管理者)設置分が委託料(給付費)から減算されます。
- ・所長(管理者)が勤務時間中に自園の管理運営業務以外の業務(自園での保育を含む)に従事している場合にも、所長(管理者)設置分が委託料(給付費)から減算されます。

保育士登録制度について

平成15年11月から保育士登録制度が施行され、「保育士(保母)資格証明書」のみでは保育士として働くことができません。

新たに保育士として採用する場合等には、必ず事前に保育士登録の有無を確認するようにしてください。

注)申請書の受付から保育士証の交付まで、書類不備等の場合をのぞきおおよそ2か月程度かかるとされていますので、ご注意ください。

【手続き先・問い合わせ先 : 登録事務処理センター(社会福祉法人 日本保育協会)

03-3262-1080 <https://www.nippo.or.jp/hoikushi/> 】

教員免許更新制について

令和4年5月の改正教育職員免許法の成立により、令和4年7月1日から教員免許更新制は解消されました。

注)詳細等は下記へお問い合わせください。

【参考：文部科学省「教員免許更新制」 https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/ 】

【手続きに関する問い合わせ先：大阪府教育庁教職員室教職員企画課免許グループ 06-6944-6180】

大阪市子育て支援員研修について

保育や子育てに関心を持ち、従事を希望する方が知識や技術を修得するための全国共通の研修です。受講修了者は全国共通の「子育て支援員」として認定されます。

修了者の修了証書の写しは施設等で保管してください。

【制度・手続きに関する問い合わせ先：大阪市こども青少年局幼保企画課 06-6361-0752】

就業規則の作成について

常時10人以上の労働者を使用している事業場では、就業規則を作成し、労働者の過半数を代表する者(労働組合)の意見書を添えて、所轄の労働基準監督署長に届け出なければなりません。

また、就業規則を変更した場合も同様です。

就業規則は、労働基準法などの関係法令、または労働協約に違反してはいけません。

【労働基準法第89条、第90条、第92条】

時間外及び休日の労働に関する協定(36協定)について

時間外または休日に労働させる場合には当該協定を締結し、事前に労基署長へ提出してください。

【労働基準法第36条】

給与規程について

給与や諸手当の金額等については、給与規程等に明確に規定するとともに、規程に基づき適正に支給・決定を行ってください。【労働基準法第15条・89条】【同法施行規則第5条】

労働者名簿及び賃金台帳について

労働者名簿は、各事業場ごとに、各労働者（派遣労働者や日々雇入れられる者を除く）について調製しなければなりません。また、賃金（給与）台帳についても、各事業場ごとに、調製しなければなりません。

【労働基準法 第107条～109条】

書面による労働条件の明示について

使用者が労働者を採用するときは、賃金、労働時間その他労働条件を書面などで明示しなければなりません。【労働基準法第15条】

(書面の交付による明示事項)

- ①労働契約の期間
- ②期間の定めのある労働契約を更新する場合の基準「更新の有無、契約更新に係る判断基準」
- ③更新上限の明示(R6. 4改正)
- ④無期転換申込機会の明示(R6. 4改正)
- ⑤無期転換後の労働条件の明示(R6. 4改正)
- ⑥就業場所・従事する業務の内容
- ⑦就業場所・業務の変更の範囲(R6. 4改正)
- ⑧始業・終業時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日、休暇
- ⑨賃金の決定・計算・支払いの方法、賃金の締切り・支払いの時期に関する事項
- ⑩退職に関する事項(解雇の事由を含む)

パートタイム・有期雇用労働者への労働条件の明示について

パートタイム労働者及び有期雇用労働者を雇い入れたときは、速やかに、上記に加え、「昇給の有無」「退職手当の有無」「賞与の有無」「雇用管理の改善等に関する事項に係る相談窓口」を文書の交付等により明示しなければなりません。

【短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律第6条】【同施行規則第2条】

変形労働時間制について

- ・1か月単位の変形労働時間制 → ①②のいずれかが必要 【労働基準法第32条の2】
- ・1年単位の変形労働時間制 → ①②の両方が必要 【労働基準法第32条の4、第32条の4の2】
 - ①就業規則その他これに準ずるものによる定め
 - ②労使協定の締結及び労基署長への届出

社会保険について

健康保険・厚生年金保険・雇用保険については、各保険の加入条件に留意し、適用漏れの無いようにしてください（特に短時間職員の加入についてご注意ください）。

- ・労働基準関係の詳細については大阪労働局及び管轄の労働基準監督署等でご確認ください。
- ・社会保険の詳細については健康保険組合や日本年金機構並びにハローワーク等でご確認ください。

いわゆる「働き方改革」について

- ・管理監督者も含め、すべての人の労働時間の状況を客観的な方法その他適切な方法で把握する必要があります。
- ・年10日以上有給休暇が付与される労働者に対して、年5日については、使用者が時季を指定して与える必要があります。
- ・臨時的な特別の事情があって労使が合意する場合でも、時間外労働は年720時間以内とする
など

【参考：厚労省「働き方改革」の実現に向けて】 <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000148322.html> 】

職員の健康診断について

<対象>

- ①常勤職員
- ②非常勤・パート・・・1週間の所定労働時間が常勤職員の3／4以上。(同1／2以上は実施が望ましい。)

<雇入れ時健康診断>

時期 : 雇入れの直前又は直後(概ね1か月以内)に実施。または雇入日前、3か月以内の健康診断書を受理。
項目 : 労働安全衛生規則第43条に規定する項目。

<定期健康診断>

時期 : 1年以内ごとに1回。
項目 : 労働安全衛生規則第44条に規定する項目。
幼保連携型・幼稚園型認定こども園は、学校保健安全法施行規則第13条に規定する項目。

<診断結果の記録の作成>

健康診断個人票は5年間保存してください。

【労働安全衛生規則第43条、44条、51条】

保育の質の向上・確保について

職員の職務内容に応じた保育の質及び専門性の向上のために研修を受講させる等、必要な環境を確保してください。また、研修は計画的に参加者に隔たりがないようにしてください。

【保育所保育指針第5章】【児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第7条の2】【家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第9条】

【幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準第13条】

【就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準 第六保育者の資質向上等】